

以下のボランティア参加規約をお読みにになり、規約に同意された上で、お申し込みください。

ボランティアスタッフ参加規約

第1条（活動の目的）

諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会 が主催し、企画と運営等を行うスポーツイベントおよび大会等において、参加者および、協賛者の目標達成のため、運営サポートと健全なコミュニティの創造に貢献する。そしてボランティアスキルおよびボランティア精神の好ましい発展に寄与し、地域社会の健康増進とスポーツ文化の育成に貢献することを目的とする。

第2条（主な活動）

諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会 が企画運営を行う、スポーツイベント、ウォーキング大会の運営サポート（一般具体例）：コース走路固定監視、交通整理、メディカルスタッフ補助、給水、給食、コース設営、撤去、計測、音響、応援スタッフなど

第3条（ボランティア資格の取得）

ボランティア活動希望者は、所定の同意書、参加申込書を諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会に提出した日を以ってボランティア資格を有する。参加者が未成年の場合は、親権者/保護者の同意を得ることが条件となる。

第4条（遵守事項）

ボランティアスタッフは、ボランティア活動の目的が達成されるよう、誠意をもって活動に当たらなければならない。活動中に知りえた活動先の経営情報等を、他へ口外してはならない。ボランティアスタッフの立場を利用した活動先への個人的な営業を行ってはならない。

第5条（ボランティア資格の喪失）

1. 本人の申し出による喪失

ボランティアスタッフは、書面による退会届を提出し、諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会にて受領した日を以ってボランティア資格を失う。

なお、身体状況等の事情により本人自筆の退会届が作成出来ない場合は代理人による代筆でも可とする。

2. 活動内容による喪失

第4条規定の遵守事項に違反し、諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会 の名誉や信用を損なう行動や発言が認められた場合、諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会 は書面を以て退会を勧告するとともに、退会を勧告されたスタッフは勧告された日を以ってボランティア資格を失う。

3. その他の喪失

本規定に定めが無い事柄で、検討が必要な場合は諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会 が検討し決定する。ボランティアスタッフは如何なる理由においても決定に従わなければならない。

第6条（個人情報の取り扱い）

1. 個人情報は、実行委員会 および 本大会に関わる第3機関にて適切に管理し、本大会に関わること以外に使用することはない。
2. 大会・イベント参加中の映像・写真・記事等のテレビ・新聞・雑誌・インターネット等への掲載権は主催者に帰属する。

第7条（免責）

1. 主催者は、競技中の事故等については、主催者において加入するスポーツイベント保険の補償範囲で対応し、その他の事故・疾病・盗難・災害・事件等については一切の責任を負わない。
2. その他協議が必要な事項については、主催者に全権が委ねられ決定される。

親権者または保護者の同意（未成年者）

※ボランティアスタッフとして参加する者が、本大会開催日において、未成年者である場合は、参加者の親権者/保護者の承諾が必要であり、同時に諫早・雲仙ウルトラウォーキング実行委員会が定める上記参加規約と個人情報取扱に同意していることが条件となる。